○国土交通省告示第千百七十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十五日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	近畿自動車道名古屋神戸線			
道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
			（メートル）	（メートル）
	神戸市北区有野町二郎字幡鉾八七九番から同市北区八多町中字ふけ六六番七まで	前	最大 三七五 最小 〇	五三〇
		後	最大 二五二 最小 〇	

○国土交通省告示第千百七十六号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年十月二十五日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　ドバイ事務所テヘラン出張所の閉鎖

㈠　出張所の所在地

名称	所在地
DUBAI OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（ドバイ事務所テヘラン出張所）	Golzar Street, Nobonyad, Tehran, ISLAMIC REPUBLIC OF IRAN

㈡　閉鎖年月日　平成二十四年八月一日

二　アントワープ事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	Amsterdamstraat 14, 2000 Antwerpen, KINGDOM OF BELGIUM
変更後	Van De Wervestraat 8, 2060 Antwerpen, KINGDOM OF BELGIUM

㈡　変更年月日　平成二十四年八月一日

○国土交通省告示第千百七十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年十月二十五日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　ドバイ事務所テヘラン出張所の閉鎖

㈠　出張所の所在地

名称	所在地
DUBAI OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（ドバイ事務所テヘラン出張所）	Golzar Street, Nobonyad, Tehran, ISLAMIC REPUBLIC OF IRAN

㈡　閉鎖年月日　平成二十四年八月一日

二　アントワープ事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	Amsterdamstraat 14, 2000 Antwerpen, KINGDOM OF BELGIUM
変更後	Van De Wervestraat 8, 2060 Antwerpen, KINGDOM OF BELGIUM

㈡　変更年月日　平成二十四年八月一日

○国土交通省告示第千百七十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年十月二十五日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　ドバイ事務所テヘラン出張所の閉鎖

㈠　出張所の所在地

名称	所在地
DUBAI OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（ドバイ事務所テヘラン出張所）	Golzar Street, Nobonyad, Tehran, ISLAMIC REPUBLIC OF IRAN

㈡　閉鎖年月日　平成二十四年八月一日

二　アントワープ事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	Amsterdamstraat 14, 2000 Antwerpen, KINGDOM OF BELGIUM
変更後	Van De Wervestraat 8, 2060 Antwerpen, KINGDOM OF BELGIUM

㈡　変更年月日　平成二十四年八月一日

○国土交通省告示第千百七十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十五条の七十において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年十月二十五日　　国土交通大臣　羽田雄一郎